平成２８年（フ）第３９３９号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目15－４　Ａ－ＣＡＭＰ、開始決定時の住所東京都江東区潮見２丁目７－１－321
破産者　安慶名健之こと　アゲナ　ベラ　ホスエ　ジョナザン
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９５号
東京都目黒区上目黒５丁目27－２－303
破産者　喜多　敏江
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０２２号
東京都練馬区上石神井１丁目30－８－101
破産者　徳山　孝一
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０３２号
東京都江戸川区平井６丁目８－６－402
破産者　木村　陽子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６２号
東京都足立区伊興２丁目17－２－402
破産者　八幡　広美
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２７７号
東京都大田区北馬込１丁目32－７
破産者　中里あき子
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７２号
千葉県松戸市新松戸北１丁目８－８
破産者　市來　三昭
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８３号
東京都板橋区前野町１丁目９－６
破産者　永井　勝司
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６５号
東京都練馬区東大泉３丁目46－７－201
破産者　松本敏幸こと　李　　敏幸
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７９号
東京都足立区伊興３丁目21－17－208
破産者　木村　　亮
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８９１号
東京都練馬区豊玉上２丁目５－７－711
破産者　塚目　清貴
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３２号
東京都荒川区西日暮里６丁目53－３－303
破産者　伊藤　　泉
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３８号
山梨県上野原市八ツ沢1958
破産者　菅原　大三
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４３号
東京都世田谷区千歳台５丁目19－33　松木荘２Ｆ
破産者　中田　茂雄
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４３号
東京都江東区千石２丁目11－５－612
破産者　小材　一利
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０８０号
埼玉県さいたま市中央区大戸２丁目３－４
破産者　山川　安弘
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０８１号
東京都中央区月島１丁目16－９　東新聞店社員寮３Ｆ
破産者　野崎　由佳
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９７号
東京都港区台場１丁目１－２－1910
破産者　井上　多栄（旧姓仙波）
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２０７号
東京都江東区大島６丁目１－５－202
破産者　松永　光恵
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２３３号
東京都新宿区北新宿３丁目２－16－308
破産者　豊村　美夫
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９８号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目13番７号
破産者　株式会社パリジエンヌ
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９２９号
東京都千代田区東神田１丁目４番11号
破産者　株式会社アンカー
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部